

○松山養護老人ホーム事務組合職員の職務に専念する義務の特例に関する条例

制 定 昭和 49 年 9 月 18 日 条例第 9 号

職務に専念する義務の特例に関する条例（昭和 37 年 12 月 22 日施行）の全部を次のように改正する。

（目的）

第 1 条 この条例は、地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 35 条の規定に基づき、職務に専念する義務の特例について必要な事項を定めることを目的とする。

（準用）

第 2 条 本組合職員の職務に専念する義務の特例に関しては、職員の職務に専念する義務の特例に関する条例（昭和 26 年松山市条例第 60 号）を準用する。

付 則

この条例は、公布の日から施行し、昭和 49 年 9 月 10 日から適用する。